

球磨村空き家利活用補助金交付要綱

平成28年7月1日
告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、球磨村空き家バンク制度設置要綱(平成28年3月7日告示第6号)に定める空き家バンクへの登録を促進するとともに、空き家バンク登録物件への入居等が円滑に行われることを目的として、球磨村補助金等交付規則(平成3年3月1日規則第1号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲以内で球磨村空き家利活用補助金(以下「補助金」)を交付するものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、球磨村空き家バンクに登録している物件の所有者もしくは管理者で、当該物件について利用希望者と賃貸または売買の契約(以下「契約」という。)が成立した者とする。ただし、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者は対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、一律100,000円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、契約を締結した日の属する年度の末日までに球磨村空き家利活用補助金交付申請書(様式第1号)に契約書の写しを添付して、村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、球磨村空き家利活用補助金交付・却下決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の決定を受けた者は、請求書(任意様式)の提出により補助金を受けることができるものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) その他村長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

球磨村長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電 話

球磨村空き家利活用補助金交付申請書

球磨村空き家利活用補助金を交付されますよう、同交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

1 球磨村空き家バンク登録内容

(登録番号) 第 号

(所在地) 〒 ー

(所有者)

(登録日) 年 月 日

(有効期限) 年 月 日

2 添付書類

- ・物件の賃貸（売買）契約書の写し

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

球磨村長

球磨村空き家利活用補助金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、球磨村
空き家利活用補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しまし
たので通知します。

記

決 定 内 容	交 付 ・ 却 下
補助金交付決定額 ※交付の場合	金 円
却下とした理由 ※却下の場合	
備 考	